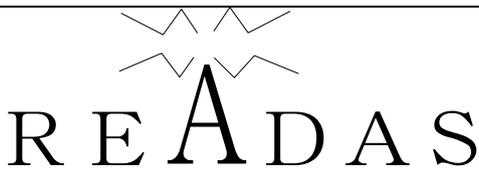


第 4074 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 9月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

エンジェル税制

Q：エンジェル税制というものがあるようですが、どういった内容のものなのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

エンジェル税制とは、一定の要件を満たした企業に対して、個人が投資した場合に、①投資段階と②売却段階で税制の優遇措置があるというものです。概要は次のとおりです。

【投資段階の優遇措置】

①、②のいずれかを選択できる。

①設立3年未満の企業に対して投資した場合に、(投資額-2,000万円)がその年の総所得金額から控除(総所得金額の40%と1,000万円のいずれか低い金額を限度)される。

②設立10年未満の企業に対して投資した場合に、その投資額の全額がその年の他の株式譲渡益から控除される。

【売却段階の優遇措置】

対象となる企業の株式を譲渡して出た損失は、その年の他の株式譲渡益と相殺できるだけでなく、翌年以後3年にわたって、順次株式譲渡益と相殺できる。

【個人投資家の要件】

①金銭の払込みにより対象となる企業の株式を取得していること

②対象企業が同族会社である場合には、所有割合が大きいものから第3位までの株主の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと

